

独立行政法人日本学生支援機構  
令和3年度契約監視委員会 議事概要

1. 日時

令和3年6月3日（木）10:00～11:30

2. 場所

日本学生支援機構市谷事務所 役員会議室

3. 出席者（委員（敬称略））

小林 克典（麹町パートナーズ法律事務所 弁護士）

猿渡 政範（元千葉大学理事・事務局長）

畝井 俊樹（畝井公認会計士・税理士事務所 公認会計士・税理士）

澤木 公義（独立行政法人日本学生支援機構 監事）

小川千恵子（独立行政法人日本学生支援機構 監事）

4. 議事

（1）審議

- ①令和2年度調達等合理化計画の自己評価（案）の点検
- ②令和3年度調達等合理化計画（案）の点検
- ③令和2年度における「競争性のない随意契約」の点検
- ④令和2年度における「一者応札・応募」の対応についての点検
- ⑤審議対象工事について

（2）その他

5. 議事概要

委員会の開催に当たり、永山理事長代理より挨拶を行った。

（審議事項）

① 令和2年度調達等合理化計画の自己評価（案）の点検

「令和2年度独立行政法人日本学生支援機構調達等合理化計画」に対する実績を報告し、自己評価（案）について審議を行い、原案のとおり承認された。

（主な意見等）

・改善幅を意識して公告期間の日数の位取りを細かくしているが、単位として細かい感があるので、せめて小数点以下第1位の表記とした方が良い。

②令和3年度調達等合理化計画（案）の点検

機構が策定した調達等合理化計画（案）について審議を行い、原案のとおり承認された。

（主な意見等）

・一者応札・応募となった原因の把握について、入札を辞退した事業者から聴取する手法には、限界がある。他の具体的な方法を探すのが困難であることは理解しているが、検討していただきたい。

### ③令和2年度における「競争性のない随意契約」の点検

令和2年度に締結された「競争性のない随意契約」52件について、契約理由が妥当なものであるか、令和2年度以降の見直し計画において、適当とする契約方式及びその理由について審議が行なわれた。

審議の結果、令和2年度における「競争性のない随意契約」52件については、真にやむを得ないものであると認められた。

(主な意見等)

- ・事務所の賃貸契約で随意契約とした事由が「他の代替性がない」としながら、落札率が低位な案件は、予定価格の算出に問題があるのではないか。

### ④令和2年度における「一者応札・応募」の対応についての点検

令和2年度における「一者応札・応募」55件について、「一者応札・応募」となったと考えられる要因及び改善に向けた具体的な取組を聴取し、令和3年度以降における更なる見直し等について審議が行われた。

また、2か年連続(2回連続を含む)して「一者応札・応募」となった契約が29件あり、これらについては、「一者応札・応募事案フォローアップ票」により審議が行われた。

新規に「一者応札・応募」となったものは、これまでの点検、見直しの観点を踏まえた入札となっており、機構において適切な取組が行われていると認められ、併せて、令和3年度以降の更なる見直し内容等についても承認された。

2か年連続して「一者応札・応募」となったものについては、令和3年度契約に向けた取組として、入札不参加の事業者から出された意見を踏まえ、入札参加条件の緩和や仕様書の改善を検討する等により、改善が可能な点は見直しを行うこと、等とした委員会のコメントを付して承認された。

(主な意見等)

- ・コロナ禍で調達環境が厳しかった場合には、令和3年度以降の見直しにも、その内容を具体的に記載したほうが良い。

### ⑤審議対象工事について

審議対象工事(令和2年度契約分)1件「日本学生支援機構東京国際交流館プラザ平成漏水対策工事」について概要を聴取した上、詳細な説明を受け、審議した。

(その他)

調達等合理化計画の自己評価(案)及び調達等合理化計画(案)について、今後関係省庁等からの意見により変更する場合の取扱い及び議事録の確認については、委員長に一任された。

以上